

高齢者生活福祉センター指定管理者の指定に関する協定書（案）

住田町（以下「町」という。）と〇〇〇〇（以下「〇〇〇」という。）とは、高齢者生活福祉センター設置条例（平成9年住田町条例第1号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、高齢者生活福祉センター（以下「施設」という。）の指定管理者として〇〇〇を指定し、施設の管理及び運営を行わせることに関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 社会福祉協議会は、次条に規定する業務を実施するに当たり、施設及び設備を常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じた最も効率的に運営するよう努めなければならない。

2 〇〇〇は、高齢者福祉の理念に基づき当該施設の管理運営を行うことにより、公共の福祉の増進に資することが目的であることを十分に理解し、業務の実施・運営にあたるものとする。

（施設等の管理及び運営）

第2条 〇〇〇は、施設の管理及び運営に関し、別添仕様書に基づく指定管理者の業務（以下「業務」という。）を誠実に実施しなければならない。

2 〇〇〇は、業務に係る財産を善良な管理者の注意をもって管理し、業務の運営に使用するものとする。

3 〇〇〇は、業務に係る財産を事業運営の目的以外に使用してはならない。ただし、町の承認を受けたときは、この限りでない。

4 〇〇〇は、業務に係る財産の形状、形質等を変更してはならない。ただし、町の承認を受けたときは、この限りでない。

（指定期間）

第3条 指定期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

（指定管理委託料等）

第4条 第2条の業務に要する費用については、別途締結する委託契約書により定めるものとする。

（予算執行計画書の提出）

第5条 〇〇〇は、予算執行計画を定め、本協定の締結後様式1により速やかに町に提出するものとする。

（年度区分）

第6条 当該協定における年度区分は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（立会い及び指示）

第7条 町は、業務の実施に関し、関係職員をその作業に立ち合わせ、又は必要な事項を指示することができる。

2 〇〇〇は、前項の指示に従って措置した場合は、その結果を町に報告するものとする。

3 〇〇〇は、業務の実施に関し必要があると認める場合は、町の指示を受けるものとする。

第8条 〇〇〇は、毎月5日までに、次の事項を記載した前月の施設の利用状況を様式2により町に報告しなければならない。

（1）利用者数

(2) 活動内容

(3) その他必要と認める事項

2 ○○○は、第6条で定める年度終了後、2月以内に事業報告書（様式3）を町に提出し、町の確認を得るものとする。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の取り消された日までの事業報告書を提出しなければならない。

3 ○○○は、収支に関する帳票とその他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、町が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

（事故報告）

第9条 ○○○は、天災その他の事故により、施設又は設備の全部又はその一部が滅失し、荒廃し、又は損傷し、若しくはそれらのおそれを予見した場合は、直ちにその旨を報告し、町の指示を受けなければならない。

（委託の禁止）

第10条 ○○○は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ町の承諾を受けたものについては、この限りでない。

（修繕等にかかる費用の負担）

第11条 自己の責めに帰すべき事由により施設及び設備を滅失し、又はき損したときの原状復旧に要する費用及びガラス、給水栓、照明器具等の取替えその他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用については○○○が負担する。

（損害賠償）

第12条 ○○○は、自己の責めに帰すべき理由により、町又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（緊急時の対応）

第13条 本協定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合は速やかに必要な措置を講じるとともに、町を含む関係者に対して緊急事態発生 の旨を通報しなければならない。

（個人情報の保護）

第14条 ○○○は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第257号）の趣旨に即して、施設の管理の業務に係る個人情報の保護に関する規程を定め、施設の管理の業務に係る個人情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の細目は、別記「個人情報取扱特記事項」に定めるとおりとし、○○○は当該特記事項を遵守しなければならない。

（関係書類の保持）

第15条 ○○○は、施設の管理運営に関する収入及び支出の状況について、適正に 帳簿に記帳するとともに、当該収入及び支出に係る帳簿証拠書類については、次年度の4月1日から起算して帳簿については10年間、証拠書類については5年間保存することとする。

（指定取消及び停止）

第16条 町は、○○○が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2

○○○○ ○○○○○○